



平成 27 年 11 月 27 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 岩崎 公男

課 長 補 佐 福田 明美

地方障害者雇用担当官 福田 貴仁

電話番号 088-611-5387

報道関係者各位

県内民間企業、障害者法定雇用率を達成 ～平成 27 年 障害者雇用状況の集計結果～

徳島労働局（局長 飯野弘仁）は、このほど、徳島県内の民間企業や公的機関などにおける、平成 27 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づく平成 27 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務がある事業主等に報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.0%）

○実雇用率、雇用障害者数ともに過去最高を更新

- ・実雇用率は **2.04%【全国第 15 位】**（前年比 0.14 ポイント上昇）
- ・法定雇用率達成企業の割合は **64.2%【全国第 4 位】**（前年比 6.7 ポイント上昇）
- ・雇用障害者数は **1,488.5 人**（前年比 10.7%増加）

＜公的機関等＞（同 2.3%、県などの教育委員会は 2.2%）

○県、教育委員会は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を下回る。

市町村は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回る。

独立行政法人は、実雇用率で前年を下回る。（雇用障害者数は変わらず。）

- ・県 : 実雇用率 2.34%(2.38%)、雇用障害者数 89.0 人(91.0 人)
- ・市 町 村 : 実雇用率 2.37%(2.27%)、雇用障害者数 177.0 人(166.5 人)
- ・教育委員会 : 実雇用率 2.15%(2.17%)、雇用障害者数 121.5 人(123.5 人)
- ・独立行政法人 : 実雇用率 1.62%(2.16%)、雇用障害者数 48.0 人(48.0 人)

※()は前年の値

徳島労働局は、障害者雇用促進を最重点施策の一つとして、ハローワークを中心とし、法定雇用率達成指導及び就労支援機関と連携した支援等を実施した結果、障害者雇用は昨年度に引き続き大きく進展しました。今後も最重点施策として、就職を希望する障害者が一人でも多く就職できるよう取り組んでいきます。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 実雇用率、法定雇用率達成企業の割合、雇用されている障害者の数

〔総括表 1、グラフ(1)(3)、詳細表 1(1)・(4)〕

- ・ 実雇用率は、2.04%（前年は1.90%）で、法定雇用率（2.0%）を達成した。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は64.2%（同57.5%）であった。
- ・ 雇用されている障害者の数は1,488.5人で、前年より10.7%（143.5人）増加し過去最高を更新した。
- ・ なお、障害種別毎の内訳は、
 - ・ 身体障害者 1,003.5人（前年比 9.7%増）
 - ・ 知的障害者 384.0人（同 7.6%増）
 - ・ 精神障害者 101.0人（同 37.4%増）
 と、いずれも前年より増加した。

○ 企業規模別の状況 〔グラフ(2)・(3)、詳細表 1(2)〕

規模 項目	50人以上 56人未満	56人以上 100人未満	100人以上 300人未満	300人以上 500人未満	500人以上 1000人未満	1000人以上
実雇用率	2.32 (1.10)	1.99 (1.85)	2.05 (1.99)	1.96 (1.98)	2.02 (1.97)	2.07 (1.87)
法定雇用率 達成企業 割合	60.5 (48.8)	62.1 (56.5)	69.8 (62.4)	46.2 (45.8)	71.4 (71.4)	71.4 (57.1)
雇用 障害者数	47.0 (24.0)	268.0 (246.0)	509.0 (473.0)	194.5 (176.0)	102.0 (94.5)	368.0 (331.5)

注1) カッコ内は平成26年の数値

注2) 単位は、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合は%、雇用障害者数は人

- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 2.04%と比較すると、
 - 50人以上56人未満(2.32%)、100人以上300人未満(2.05%)、1000人以上(2.07%)については上回った。
 - 56人以上100人未満(1.99%)、300人以上500人未満(1.96%)、500人以上1000人未満(2.02%)については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業割合は、50人以上56人未満規模企業が60.5%、56人以上100人未満規模企業が62.1%、100人以上300人未満が69.8%、300人以上500人未満が46.2%、500人以上1000人未満が71.4%、1000人以上が71.4%であった。

- ・ 企業規模別にみると、雇用障害者数は、50～56人未満規模企業では47.0人、56～100人未満規模企業で268.0人、100～300人未満で509.0人、300～500人未満で194.5人、500～1000人未満で102.0人、1,000人以上で368.0人と、いずれも前年より増加した。

○ 産業別の状況 [グラフ(4)、詳細表1(3)]

- ・ 実雇用率では、「製造業」(2.31%)、「金融業、保険業」及び「医療、福祉」(2.20%)、「教育、学習支援業」(2.12%)、「農、林、漁業」(2.02%)の5業種は、法定雇用率を上回っている。
- ・ 雇用障害者数では、「農、林、漁業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業」の8業種で前年より増加した。

○ 法定雇用率未達成企業の状況 [詳細表1(5)]

- ・ 平成27年の法定雇用率未達成企業は150社(前年は172社)。そのうち、不足数が0.5人または1人の企業(1人不足企業)は107社(前年は122社)で、法定雇用率未達成企業全体に占める割合は71.3%である。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業は99社(前年は111社)で、法定未達成企業全体に占める割合は、66.0%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%) [詳細表2(1)]

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は89.0人、実雇用率は2.34%と、前年に比べ0.04ポイント低下した。4機関中3機関が達成。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%) [詳細表2(2)]

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は177.0人、実雇用率は2.37%と、前年に比べ0.10ポイント上昇した。31機関中22機関が達成。

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%) [詳細表2(3)]

- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は121.5人、実雇用率は2.15%と、前年に比べ、0.02ポイント低下した。2機関中1機関が達成。

(4) 独立行政法人(法定雇用率2.3%) [詳細表2(4)]

- ・ 独立行政法人に在職している障害者の数は48.0人、実雇用率は1.62%と、前年に比べ、0.54ポイント低下した。3機関中1機関が達成。

障害者の雇用対策の推進・・・平成27年度最重点施策

ハローワークを中心として、関係機関（徳島障害者職業センター、各障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、医療機関 など）との連携のもと、就職を希望する障害者が一人でも多く就職できるよう、取り組んでいます。

○法定雇用率未達成企業等に対する指導・提案

法定雇用率未達成企業のうち、特に、

- ・ 障害者雇用のノウハウを有する企業
- ・ 障害者雇用納付金制度の適用拡大（※1）により新たに対象となった企業を重点的に、法定雇用率達成に向けた指導・提案を実施

○福祉・教育・医療から雇用への移行の推進

障害者福祉施設、特別支援学校等の教育機関、医療機関の利用者・生徒・保護者の方などに対する意識啓発として、

- ・ 就労支援セミナー
- ・ 職場見学
- ・ 職場実習
- ・ 合同就職面接会（※2）

などの事業を実施し、雇用への移行を推進

○就労支援による職場定着の強化

就職準備段階から就職後も見据えて、

- ・ ハローワークと関係機関が一体となった「チーム支援」
- ・ ジョブ・コーチ支援（※3）

を実施することにより、職場定着を強化

（※1）障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的とした制度で、平成27年4月から、適用対象企業が従来の200人超え規模から100人超え規模に拡大された。

（※2）「ふれあい就職面接会」として、本年は9月29日に全県版を開催。参加求職者145名、企業・自治体42社が参加。今後は各ハローワーク単位で開催予定。

（※3）障害者の職場適応を容易にするため、業務遂行力やコミュニケーション能力の向上支援や事業主に対する職務や職場環境の改善の助言を実施。

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	72,992.0 人	1,488.5 人	2.04 %	269 / 419	64.2 %
	(70,676.5 人)	(1,345.0 人)	(1.90 %)	(233 / 405)	(57.5 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	3,803.0 人	89.0 人	2.34 %	3 / 4	75.0 %
	(3,825.5 人)	(91.0 人)	(2.38 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
知事部局	2,910.0 人	70.0 人	2.41 %	1 / 1	100.0 %
	(2,932.0 人)	(68.0 人)	(2.32 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の 県機関	893.0 人	19.0 人	2.13 %	2 / 3	66.7 %
	(893.5 人)	(23.0 人)	(2.57 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	7,459.0 人	177.0 人	2.37 %	22 / 31	71.0 %
	(7,342.5 人)	(166.5 人)	(2.27 %)	(24 / 32)	(75.0 %)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,647.5 人	121.5 人	2.15 %	1 / 2	50.0 %
	(5,700.5 人)	(123.5 人)	(2.17 %)	(1 / 2)	(50.0 %)
徳島県 教育委員会	5,143.0 人	114.0 人	2.22 %	1 / 1	100.0 %
	(5,189.5 人)	(116.5 人)	(2.24 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
市町村 教育委員会	504.5 人	7.5 人	1.49 %	0 / 1	0.0 %
	(511.0 人)	(7.0 人)	(1.37 %)	(0 / 1)	(0.0 %)

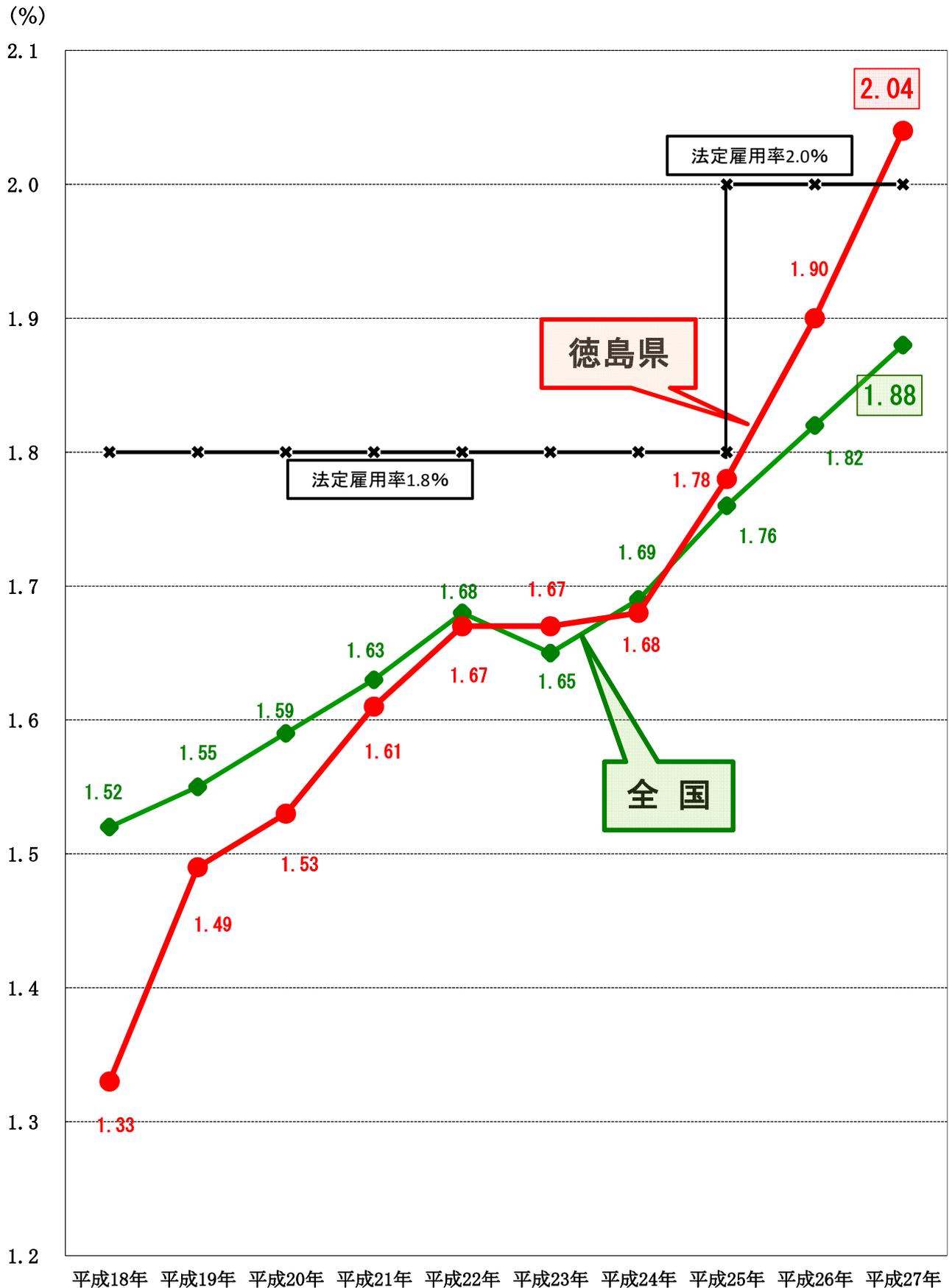
(4) 独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	2,969.0 人	48.0 人	1.62 %	1 / 3	33.3 %
	(2,219.5 人)	(48.0 人)	(2.16 %)	(2 / 3)	(66.7 %)

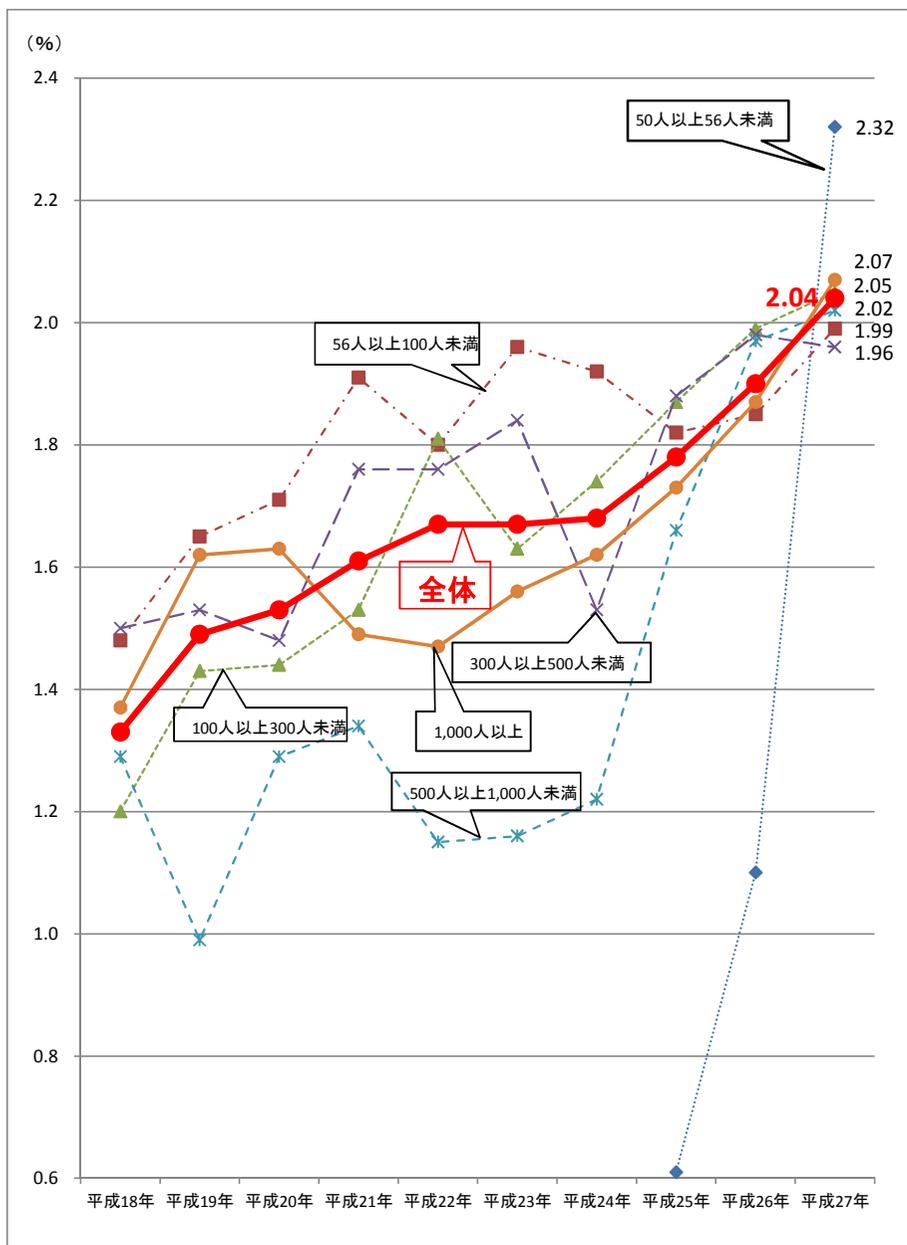
- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている)。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

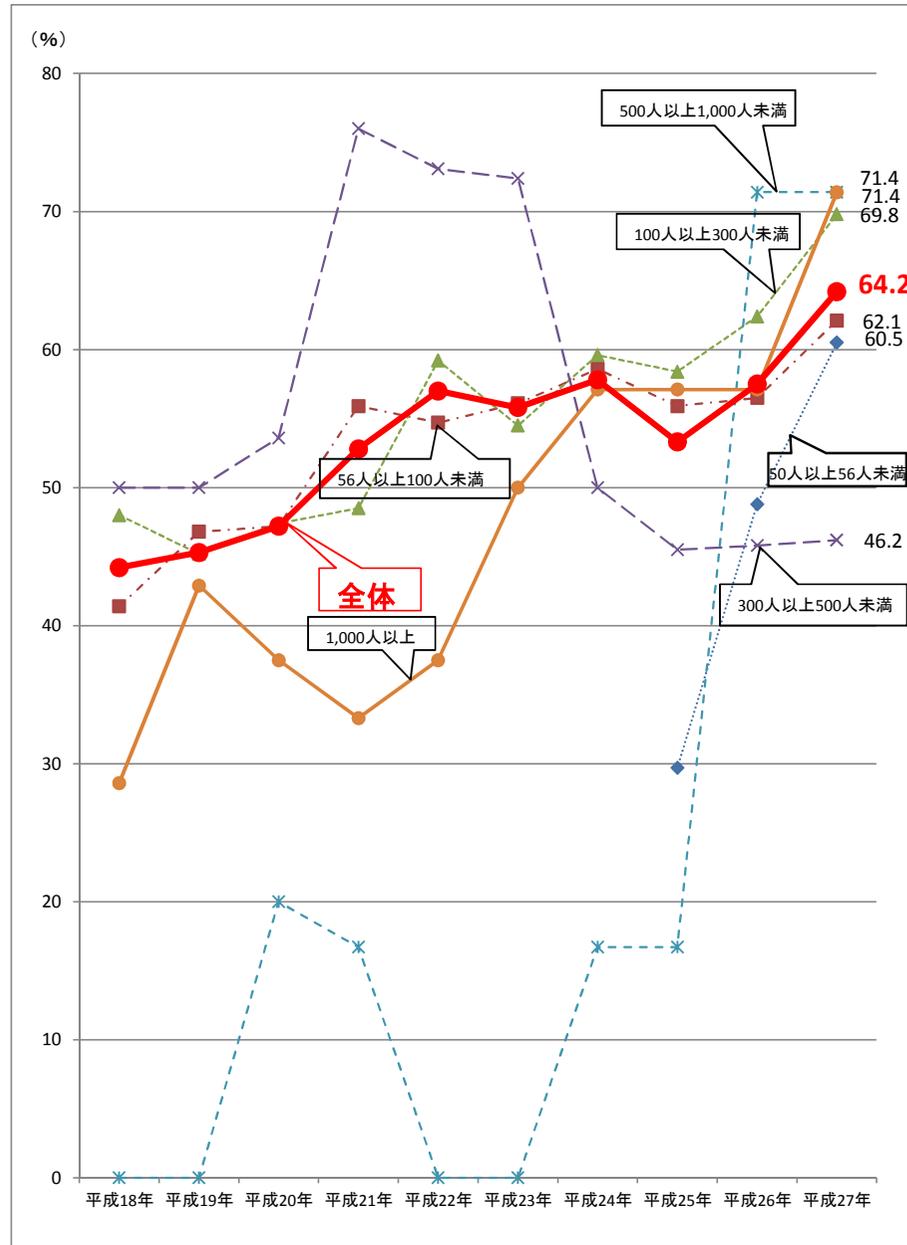
(1)実雇用率の推移



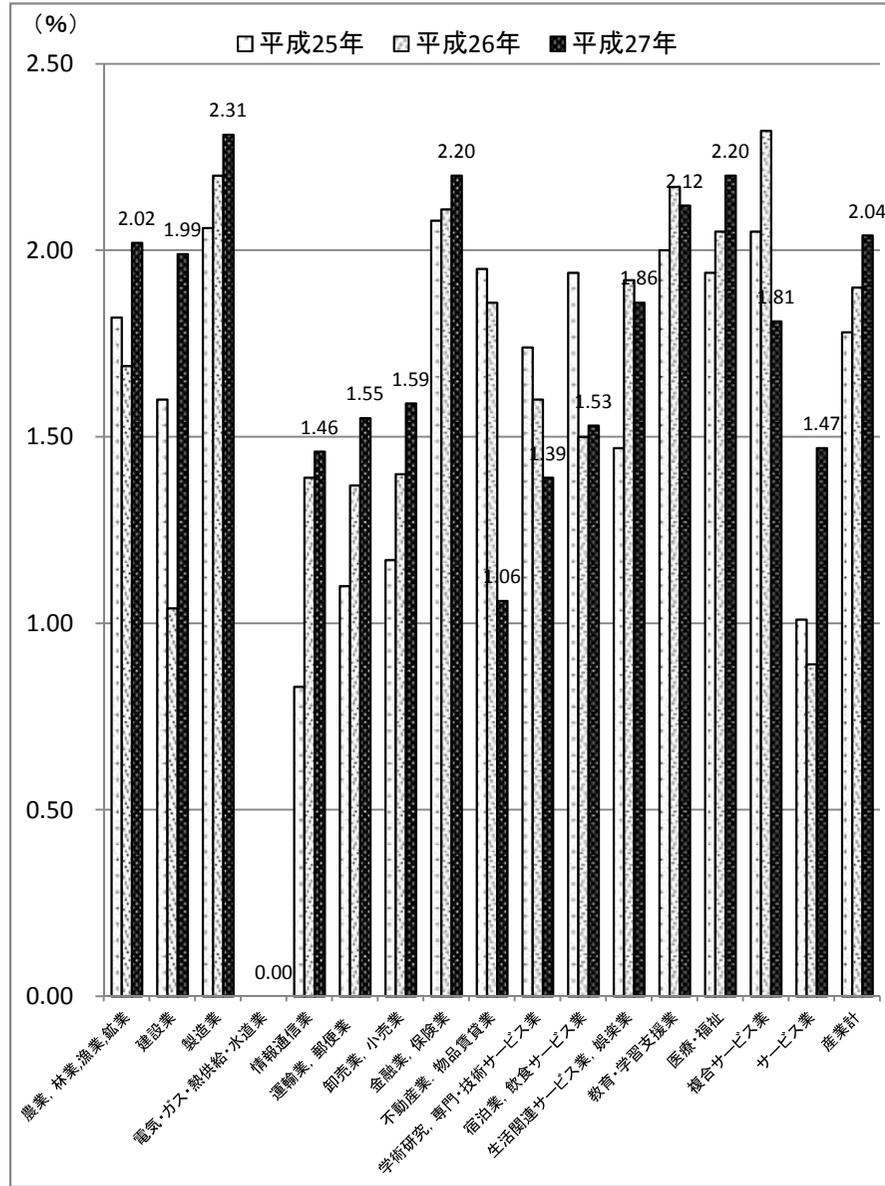
(2)企業規模別実雇用率



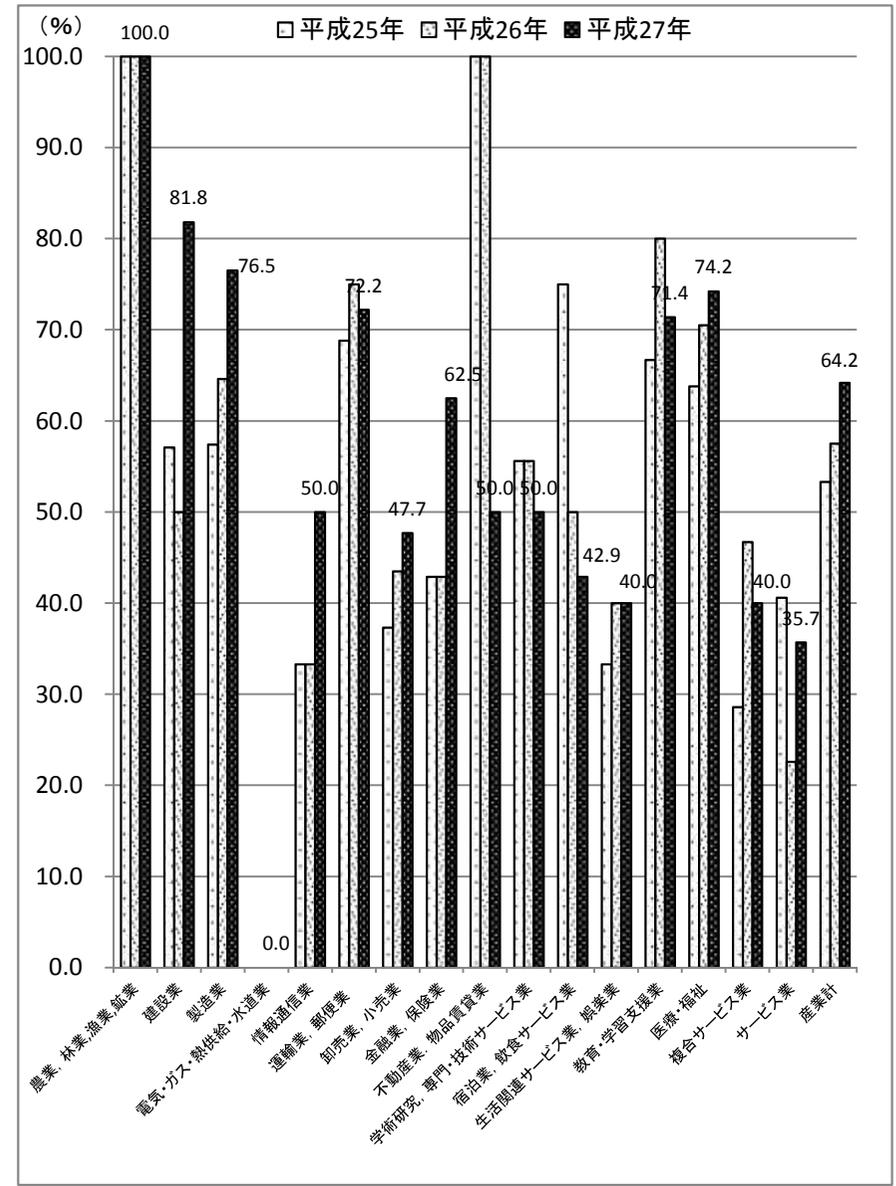
(3)企業規模別達成企業割合



(4) 産業別実雇用率

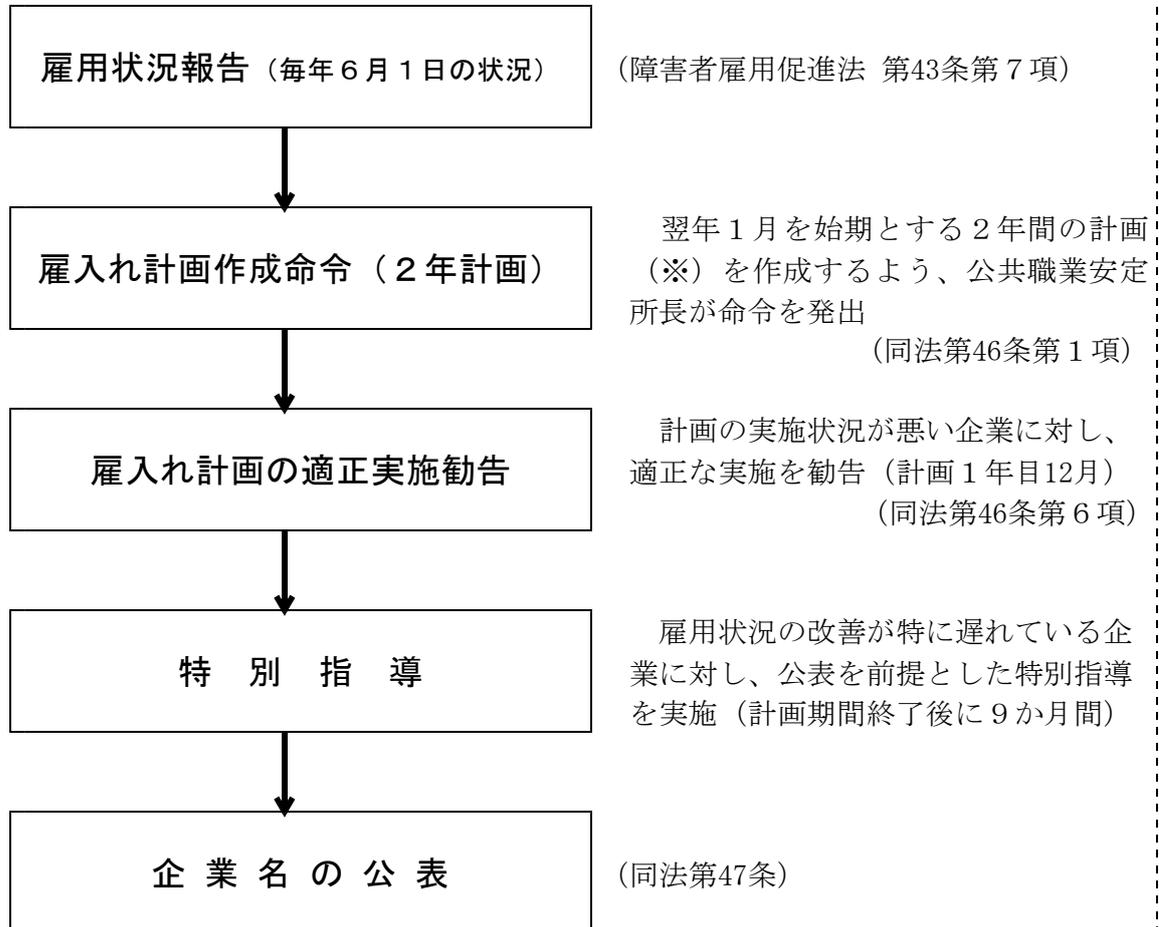


(5) 産業別達成企業割合



◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、徳島労働局、厚生労働省本省による直接指導を行う。

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に変更されている。

平成27年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）	
(1)	概況	11
(2)	企業規模別の雇用状況	12
(3)	産業別の雇用状況	13
(4)	民間企業における雇用状況の推移	14
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
2	公的機関における在職状況	
(1)	県の機関（法定雇用率2.3%）	16
(2)	市町村の機関（法定雇用率2.3%）	17
(3)	県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）	18
(4)	独立行政法人（法定雇用率2.3%）	19
3	公的機関の各機関の状況	
(1)	県の機関の状況（法定雇用率2.3%）	20
(2)	市町村の機関の状況（法定雇用率2.3%）	21
(3)	県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）	22
(4)	独立行政法人の状況（法定雇用率2.3%）	23

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

① 概況

区分	① 企業数 企業	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数 人	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②× 100 %	⑤ 法定雇用率達 成企業の数 企業	⑥ 法定雇用率 達成企業の割 合 %	
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用 分 人
徳島県	419 (405)	72,992.0 (70,676.5)	338 (314)	41 (43)	705 (620)	133.0 (108.0)	1,488.5 (1,345.0)	181.0 (160.5)	2.04 (1.90)	269 (233)	64.2 (57.5)
全国	87,935 (86,648)	24,122,923.0 (23,650,463.5)	106,362 (103,320)	13,534 (12,360)	207,294 (195,279)	39,163 (33,893)	453,133.5 (431,225.5)	48,377.0 (45,269.5)	1.88 (1.82)	41,485 (38,760)	47.2 (44.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	②身体障害者の数					f. うち新規雇用 分 人	③知的障害者の数					f. うち新規雇用 分 人	④精神障害者の数			f. うち新規雇用 分 人
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5		a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短時 間労働者	e. 計 c+d×0.5	
徳島県	1,488.5 (1,345.0)	287 (263)	29 (29)	388 (348)	25 (23)	1,003.5 (914.5)	97.5 (89.5)	51 (51)	12 (14)	240 (218)	60 (46)	384.0 (357.0)	55.0 (51.5)	77 (54)	48 (39)	101.0 (73.5)	28.5 (19.5)
全国	453,133.5 (431,225.5)	89,312 (87,195)	9,830 (8,867)	125,334 (123,633)	13,929 (12,849)	320,752.5 (313,314.5)	26,884.5 (26,347.5)	17,050 (16,125)	3,704 (3,493)	53,494 (48,873)	12,892 (11,174)	97,744.0 (90,203.0)	12,282.0 (11,469.5)	28,466 (22,773)	12,342 (9,870)	34,637.0 (27,708.0)	9,210.5 (7,452.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 419 (405)	人 72992.0 (70676.5)	人 338 (314)	人 41 (43)	人 705 (620)	人 133 (108)	人 1,488.5 (1,345.0)	人 181.0 (160.5)	% 2.04 (1.90)	企業 269 (233)	% 64.2 (57.5)
50～ 56人未満	企業 38 (41)	人 2,023.5 (2,179.5)	人 8 (1)	人 0 (1)	人 30 (21)	人 2.0 (0.0)	人 47.0 (24.0)	人 5.0 (2.0)	% 2.32 (1.10)	企業 23 (20)	% 60.5 (48.8)
56～ 100人未満	182 (177)	13,435.5 (13,297.5)	63 (58)	6 (8)	123 (110)	26.0 (24.0)	268.0 (246.0)	37.5 (35.0)	1.99 (1.85)	113 (100)	62.1 (56.5)
100～ 300人未満	159 (149)	24,773.5 (23,809.0)	116 (111)	16 (16)	235 (209)	52 (52.0)	509.0 (473.0)	65.0 (53.0)	2.05 (1.99)	111 (93)	69.8 (62.4)
300～ 500人未満	26 (24)	9,941.5 (8,870.5)	43 (42)	12 (9)	88 (78)	17.0 (10.0)	194.5 (176.0)	14.0 (21.0)	1.96 (1.98)	12 (11)	46.2 (45.8)
500～ 1000人未満	7 (7)	5,056.5 (4,788.5)	20 (18)	5 (6)	43 (43)	28.0 (19.0)	102.0 (94.5)	17.5 (14.5)	2.02 (1.97)	5 (5)	71.4 (71.4)
1,000以上	7 (7)	17,761.5 (17,731.5)	88 (84)	2 (3)	186 (159)	8.0 (3.0)	368.0 (331.5)	42.0 (35.0)	2.07 (1.87)	5 (4)	71.4 (57.1)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 1,488.5 (1,345.0)	人 287 (263)	人 29 (29)	人 388 (348)	人 25 (23)	人 1,003.5 (914.5)	人 97.5 (89.5)	人 51 (51)	人 12 (14)	人 240 (218)	人 60 (46)	人 384.0 (357.0)	人 55.0 (51.5)	人 77 (54)	人 48 (39)	人 101.0 (73.5)	人 28.5 (19.5)
50～ 56人未満	47.0 (24.0)	5 (1)	0 (1)	14 (14)	0 (0)	24.0 (17.0)		3 (0)	0 (0)	15 (5)	1 (0)	21.5 (5.0)		1 (2)	1 (0)	1.5 (2.0)	
56～ 100人未満	268.0 (246.0)	58 (50)	5 (5)	77 (66)	3 (3)	199.5 (172.5)		5 (8)	1 (3)	35 (36)	13 (10)	52.5 (60.0)		11 (8)	10 (11)	16.0 (13.5)	
100～ 300人未満	509.0 (473.0)	93 (90)	10 (13)	141 (125)	9 (11)	341.5 (323.5)		23 (21)	6 (3)	76 (70)	26 (21)	141.0 (125.5)		18 (14)	17 (20)	26.5 (24.0)	
300～ 500人未満	194.5 (176.0)	27 (25)	9 (5)	44 (44)	9 (5)	111.5 (101.5)		16 (17)	3 (4)	25 (23)	2 (2)	61.0 (62.0)		19 (11)	6 (3)	22.0 (12.5)	
500～ 1000人未満	102.0 (94.5)	18 (16)	3 (3)	26 (25)	2 (3)	66.0 (61.5)		2 (2)	2 (3)	16 (16)	15 (12)	29.5 (29.0)		1 (2)	11 (4)	6.5 (4.0)	
1,000以上	368.0 (331.5)	86 (81)	2 (2)	86 (74)	2 (1)	261.0 (238.5)		2 (3)	0 (1)	73 (68)	3 (1)	78.5 (75.5)		27 (17)	3 (1)	28.5 (17.5)	

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者					
産業計	419	72,992.0	338	41	705	133	1,488.5	181.0	2.04	269	64.2
	(405)	(70,676.5)	(314)	(43)	(620)	(108)	(1,345.0)	(160.5)	(1.90)	(233)	(57.5)
農、林、漁業	3	297.5	1	0	4	0	6.0	1.0	2.02	3	100.0
	(3)	(296.0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(5.0)	(0.0)	(1.69)	(3)	(100.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
建設業	11	855.5	5	1	6	0	17.0	7.0	1.99	9	81.8
	(10)	(768.5)	(3)	(0)	(2)	(0)	(8.0)	(2.0)	(1.04)	(5)	(50.0)
製造業	98	24,092.5	133	3	284	7	556.5	32.0	2.31	75	76.5
	(96)	(23,617.5)	(130)	(2)	(255)	(4)	(519.0)	(40.5)	(2.20)	(62)	(64.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	1	74.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
	(1)	(74.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0.00)	(0)	(0.0)
情報通信業	8	1,503.0	6	0	10	0	22.0	4.0	1.46	4	50.0
	(9)	(1,552.0)	(7)	(0)	(7)	(1)	(21.5)	(4.0)	(1.39)	(3)	(33.3)
運輸業、郵便業	18	2,005.5	6	1	18	0	31.0	4.0	1.55	13	72.2
	(16)	(1,831.5)	(5)	(0)	(15)	(0)	(25.0)	(7.0)	(1.37)	(12)	(75.0)
卸売業、小売業	65	7,847.5	23	4	62	26	125.0	16.0	1.59	31	47.7
	(62)	(7,429.0)	(16)	(3)	(57)	(24)	(104.0)	(16.5)	(1.40)	(27)	(43.5)
金融業、保険業	8	3,801.0	26	1	30	1	83.5	0.0	2.20	5	62.5
	(7)	(3,766.0)	(25)	(1)	(28)	(1)	(79.5)	(1.0)	(2.11)	(3)	(42.9)
不動産業、物品賃貸業	2	188.0	1	0	0	0	2.0	0.0	1.06	1	50.0
	(1)	(107.5)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2.0)	(0.0)	(1.86)	(1)	(100.0)
学術研究、専門・技術サービス業	10	932.5	3	0	7	0	13.0	0.0	1.39	5	50.0
	(9)	(813.0)	(3)	(0)	(7)	(0)	(13.0)	(1.0)	(1.60)	(5)	(55.6)
宿泊業、飲食サービス業	7	816.0	1	2	6	5	12.5	3.0	1.53	3	42.9
	(8)	(932.0)	(1)	(2)	(7)	(6)	(14.0)	(2.0)	(1.50)	(4)	(50.0)
生活関連サービス業、娯楽業	10	1,933.0	6	3	16	10	36.0	1.0	1.86	4	40.0
	(10)	(1,900.5)	(7)	(2)	(16)	(9)	(36.5)	(6.0)	(1.92)	(4)	(40.0)
教育、学習支援業	7	1,084.0	7	1	8	0	23.0	2.0	2.12	5	71.4
	(5)	(877.0)	(7)	(1)	(4)	(0)	(19.0)	(0.0)	(2.17)	(4)	(80.0)
医療、福祉	128	19,998.5	94	23	193	70	439.0	83.0	2.20	95	74.2
	(122)	(18,624.5)	(81)	(25)	(167)	(55)	(381.5)	(63.0)	(2.05)	(86)	(70.5)
複合サービス事業	15	3,179.0	18	0	20	3	57.5	3.0	1.81	6	40.0
	(15)	(3,148.0)	(21)	(1)	(29)	(2)	(73.0)	(8.0)	(2.32)	(7)	(46.7)
サービス業	28	4,384.5	8	2	41	11	64.5	25.0	1.47	10	35.7
	(31)	(4,939.0)	(6)	(6)	(23)	(6)	(44.0)	(9.5)	(0.89)	(7)	(22.6)

注 1 (1)①の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年	対 象 企業数	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の 割合(%)		法 定 雇用率	
			対前年増減		対前年増減		対前年増減		
昭和	55 年	153	540		1.83	0.11	60.8	△ 2.4	1.5% (67人)
	56	164	569	29	1.81	△ 0.02	61.0	0.2	
	57	185	611	42	1.83	0.02	60.0	△ 1.0	
	58	183	583	△ 28	1.79	△ 0.04	59.6	△ 0.4	
	59	196	578	△ 5	1.73	△ 0.06	59.7	0.1	
	60	200	580	2	1.72	△ 0.01	55.5	△ 4.2	
	61	195	589	9	1.75	0.03	54.9	△ 0.6	
	62	186	571	△ 18	1.71	△ 0.04	55.9	1.0	
平成	63	198	643	72	1.86	0.15	54.5	△ 1.4	1.6% (63人)
	元 年	206	677	34	1.88	0.02	51.9	△ 2.6	
	2	217	721	44	1.89	0.01	56.7	4.8	
	3	239	767	46	1.88	△ 0.01	51.5	△ 5.2	
	4	252	774	7	1.80	△ 0.08	49.6	△ 1.9	
	5	264	827	53	1.83	0.03	53.0	3.4	
	6	273	823	△ 4	1.77	△ 0.06	54.6	1.6	
	7	281	836	13	1.76	△ 0.01	54.4	△ 0.2	
	8	288	836	0	1.76	0.00	55.0	0.6	
	9	281	798	△ 38	1.66	△ 0.10	51.6	△ 3.4	
	10	288	818	20	1.75	0.09	52.8	1.2	
	11	306	805	△ 13	1.70	△ 0.05	48.0	△ 4.8	
12	290	760	△ 45	1.61	△ 0.09	50.0	2.0		
13	268	724	△ 36	1.63	0.02	46.6	△ 3.4		
14	289	677	△ 47	1.46	△ 0.17	40.1	△ 6.5		
15	281	682	5	1.50	0.04	45.6	5.5		
16	304	702	20	1.43	△ 0.07	43.7	△ 1.9		
17	308	708	6	1.41	△ 0.02	44.5	0.8		
18	328	738	30	1.33	△ 0.08	44.2	△ 0.3		
19	333	839	101	1.49	0.16	45.3	1.1		
20	341	890.5	51.5	1.53	0.04	47.2	1.9		
21	343	936.5	46.0	1.61	0.08	52.8	5.6		
22	328	981.0	44.5	1.67	0.06	57.0	4.2		
23	355	1,079.5	98.5	1.67	0.00	55.8	△ 1.2		
24	348	1,106.5	27.0	1.68	0.01	57.8	2.0		
25	403	1,245.0	138.5	1.78	0.10	53.3	△ 4.5		
26	405	1,345.0	100.0	1.90	0.12	57.5	4.2		
27	419	1,488.5	143.5	2.04	0.14	64.2	6.7		

注1

「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

(精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

精神障害者

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び

知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外

身体障害及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働

者は0.5人カウント)

注2

()内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	150 (100.0%)	107 (71.3%)	28 (18.7%)	6 (4.0%)	5 (3.3%)	3 (2.0%)	1 (0.7%)	— —	— —	99 (66.0%)
50人以上 56人未満	15 (10.0%)	15 (10.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	14 (9.3%)
56人以上 100人未満	69 (46.0%)	69 (46.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	67 (44.7%)
100人以上 300人未満	48 (32.0%)	17 (11.3%)	25 (16.7%)	4 (2.7%)	2 (1.3%)	— —	— —	— —	— —	18 (12.0%)
300人以上 500人未満	14 (9.3%)	4 (2.7%)	3 (2.0%)	1 (0.7%)	3 (2.0%)	3 (2.0%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
500人以上 1,000人未満	2 (1.3%)	1 (0.7%)	— —	1 (0.7%)	— —	— —	— —	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	2 (1.3%)	1 (0.7%)	— —	— —	— —	— —	1 (0.7%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 4 (4)	3,803.0 (3,825.5)	16 (15)	0 (0)	57 (61)	0 (0)	89.0 (91.0)	2.0 (4.0)	2.34 (2.38)	機関 3 (4)	75.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
計	89.0 (91.0)	16 (15)	0 (0)	56 (60)	0 (0)	88.0 (90.0)	2.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)

〔2(1)②表の注〕

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③E欄の「計」は、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ③A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、③B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③F欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた
- 5 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成26年6月2日から平成27年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成26年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分			
計	機関 31 (32)	人 7,459.0 (7,342.5)	人 47 (40)	人 2 (2)	人 80 (83)	人 2 (3)	人 177.0 (166.5)	人 18.0 (16.0)	% 2.37 (2.27)	機関 22 (24)	% 71.0 (75.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

① 障害者の 数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
	a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害 者である短 時間勤務 職員	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新 規雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短時 間勤務職員	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間勤 務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新 規雇用分	
計	人 177.0 (166.5)	人 47 (40)	人 2 (2)	人 66 (72)	人 0 (0)	人 162.0 (154.0)	人 17.0 (15.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 5.0 (5.0)	人 0.0 (1.0)	人 9 (6)	人 2 (3)	人 10.0 (7.5)	人 1.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.2%）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C$ $+ D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分			
計	機関 2 (2)	人 5,647.5 (5,700.5)	人 34 (36)	人 3 (3)	人 43 (41)	人 15 (15)	人 121.5 (123.5)	人 9.5 (9.5)	% 2.15 (2.17)	機関 1 (1)	% 50.0 (50.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害 者である 短時間勤 務職員	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以 外の身体障 害者であ る短時間 勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c$ $+ d \times 0.5$	f. うち新 規雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害 者である 短時間勤 務職員	c. 重度以 外の知的 障害者	d. 重度以 外の知的障 害者であ る短時間 勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c$ $+ d \times 0.5$	f. うち新 規雇用分	c. 精神障 害者	d. 精神障 害者であ る短時間 勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	f. うち新 規雇用分
計	人 121.5 (123.5)	人 34 (36)	人 1 (2)	人 39 (39)	人 4 (3)	人 110.0 (114.5)	人 4.5 (5.0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 1 (1)	人 9 (11)	人 7.5 (7.5)	人 4.5 (4.0)	人 3 (1)	人 2 (1)	人 4.0 (1.5)	人 0.5 (0.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 独立行政法人（法定雇用率2.3%）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 3 (3)	人 2,969.0 (2,219.5)	人 10 (11)	人 1 (0)	人 27 (26)	人 0 (0)	人 48.0 (48.0)	人 5.0 (9.5)	% 1.62 (2.16)	機関 1 (2)	% 33.3 (66.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 48.0 (48.0)	人 9 (10)	人 1 (0)	人 11 (14)	人 0 (0)	人 30.0 (34.0)	人 0.0 (7.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 11 (8)	人 0 (0)	人 13.0 (10.0)	人 3.0 (2.0)	人 5 (4)	人 0 (0)	人 5.0 (4.0)	人 2.0 (2.0)

注 1(1)②の表と同じ

3 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況

県知事部局の状況（法定雇用率2.3％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,910.0	70.0	2.41	0.0	
徳島県	2,910.0	70.0	2.41	0.0	

その他の県の機関の状況（法定雇用率2.3％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	893.0	19.0	2.13	3.0	
徳島県企業局	116.0	2.0	1.72	0.0	
徳島県病院局	412.0	12.0	2.91	0.0	
徳島県警察本部	365.0	5.0	1.37	3.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的職員については、1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村機関の状況（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,459.0	177.0	2.37	13.0	
徳島市	1,622.0	39.0	2.40	0.0	
水道局	158.0	4.0	2.53	0.0	
交通局	-	-	-	-	注6
病院局	144.5	1.0	0.69	2.0	
鳴門市	540.0	11.0	2.04	1.0	注5
小松島市	270.0	4.0	1.48	2.0	
阿南市	586.0	15.0	2.56	0.0	
吉野川市	426.0	11.0	2.58	0.0	注5
阿波市	380.0	7.0	1.84	1.0	注4 注5
美馬市	355.0	9.0	2.54	0.0	注5
三好市	423.0	7.0	1.65	2.0	
勝浦町	105.0	3.0	2.86	0.0	
上勝町	74.0	1.0	1.35	0.0	
佐那河内村	45.0	0.0	0.00	1.0	
石井町	156.0	2.0	1.28	1.0	
神山町	93.0	2.0	2.15	0.0	
那賀町	221.0	6.0	2.71	0.0	
牟岐町	63.0	2.0	3.17	0.0	
美波町	142.0	4.0	2.82	0.0	
海陽町	108.0	1.0	0.93	1.0	
松茂町	137.5	3.0	2.18	0.0	
北島町	161.0	3.0	1.86	0.0	
藍住町	140.0	8.0	5.71	0.0	
板野町	143.0	6.0	4.20	0.0	
上板町	129.0	5.0	3.88	0.0	
つるぎ町	337.0	5.0	1.48	2.0	
東みよし町	142.0	6.0	4.23	0.0	
小松島市教委	54.0	3.0	5.56	0.0	
阿南市教委	146.0	5.0	3.42	0.0	
三好市教委	50.0	1.0	2.00	0.0	
北島町教委	55.0	1.0	1.82	0.0	
藍住町教委	53.0	2.0	3.77	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 阿波市においては、平成27年11月18日において、障害者の数8.0人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。

5 これらの機関においては、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

6 徳島市交通局においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

(3) 県等の教育委員会の状況

県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,143.0	114.0	2.22	0.0	
徳島県教育委員会	5,143.0	114.0	2.22	0.0	

市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	504.5	7.5	1.49	3.5	
徳島市教育委員会	504.5	7.5	1.49	3.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 独立行政法人の状況

法定雇用率 2.3%

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	2,969.0	48.0	1.62	20.0	
国立大学法人	2,597.0	45.0	1.73	15.0	2 機関
地方独立行政法人	372.0	3.0	0.81	5.0	1 機関

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外率相当職員数を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。